

ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年1月29日付け21消安第11092号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 こん包及びこん包場所 (1) (略) (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。 ア 温湯浸漬処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部には全て網が張られている等、<u>チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ、ニシインドミバエ及びAnastrepha striata</u>（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。 イ・ウ (略) 4 消毒及び検査の実施の確認 (1) (略) (2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示5の検査の確認について、次に定めるところにより、原則として、1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。 ア (略) イ 検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>ミバエ類</u>がなかったことを確認すること。 5 輸出の停止 (1) (略) (2) ペルー植物防疫機関は、告示3の(1)の検査の結果、<u>ミバエ類</u>を発見したときは、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、<u>ミバエ類</u>が付着した原因について調査し、その原因が判明するまでは、以後の告示4の消毒	2 こん包及びこん包場所 (1) (略) (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。 ア 温湯浸漬処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部には全て網が張られている等、チチュウカイミバエの侵入を防止するための設備があること。 イ・ウ (略) 4 消毒及び検査の実施の確認 (1) (略) (2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示5の検査の確認について、次に定めるところにより、原則として、1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。 ア (略) イ 検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>チチュウカイミバエ</u>がなかったことを確認すること。 5 輸出の停止 (1) (略) (2) ペルー植物防疫機関は、告示3の(1)の検査の結果、<u>チチュウカイミバエ</u>を発見したときは、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、<u>チチュウカイミバエ</u>が付着した原因について調査し、その原因が判明するまで

を行わないものとされている。

7 輸入検査

(1)～(3) (略)

(4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因についてペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

は、以後の告示4の消毒を行わないものとされている。

7 輸入検査

(1)～(3) (略)

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和5年8月1日から施行する。